

議案第 1 5 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 3 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
	手数料の種類	手数料の金額		手数料の種類	手数料の金額
1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書の交付</u>	(略)	1	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	(略)
2	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき 350円	2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき 750 円
3	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下6の項において同じ。）により発行を行う場合及び証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を同時に行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	3	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件につき 350円
			4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件につき 450円

	う場合における当該発行を除く。)			
4	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円		
5	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき 450円		
6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合及び証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を同時に行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円		
<u>7</u>	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の <u>証明書又は届書その他受理した書類に記載した事項の証明書若しくは届書等情報の内容の証明書の交付</u>	(略)	<u>5</u>	戸籍に関する届出若しくは申請の受理又は届書 <u>その他の書類に記載した事項の証明</u>
<u>8</u>	戸籍に関する届書 <u>その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	(略)	<u>6</u>	戸籍に関する届書 <u>その他の書類の閲覧</u>
<u>9</u>	(略)	(略)	<u>7</u>	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)	<u>8</u>	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)	<u>9</u>	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	<u>10</u>	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	<u>11</u>	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	<u>12</u>	(略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月19日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明